

令和4年度 第3回 滋賀県地域医療対策協議会 次第

日時：令和5年3月22日（水）18時～20時
場所：滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室
(Web併用開催)

1 あいさつ

2 議 事

- (1) 臨床研修の定員（令和6年度研修開始分）について【資料1-1, 2】
 - (2) 基礎研究医プログラムの定員（令和6年度研修開始分）について【資料2】
 - (3) 医師の働き方改革に関する特例水準指定申請スケジュールについて
【資料3-1, 2】
 - (4) 令和5年度医師確保対策事業について（報告）【資料4】
 - (5) 医師確保計画の改定について（報告）【資料5】
 - (6) 奨学金等要綱の改正について【資料6】
 - (7) 奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関について【資料7】
- ※（7）は非公開

○議事資料

- 【資料1-1】臨床研修の定員（令和6年度研修開始分）について
- 【資料1-2】令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員
- 【資料2】基礎研究医プログラムの定員（令和6年度研修開始分）について
- 【資料3-1】医師の働き方改革に関する特例水準指定申請スケジュールについて
- 【資料3-2】特定労務管理対象機関指定のスケジュール（案）
- 【資料4】令和5年度医師確保対策事業について（報告）
- 【資料5】医師確保計画の改定について（報告）
- 【資料6】奨学金等要綱の改正について
- 【資料7】奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関について

○参考資料

- ・滋賀県医師確保計画
- ・「滋賀県地域医療対策協議会」根拠法令等
- ・「滋賀県地域医療対策協議会」会議公開要領

滋賀県地域医療対策協議会 委員名簿

委員任期: 令和3年9月1日～令和5年8月31日

(敬称略)

区分	機関・団体、役職等	氏名	出欠	備考	
1	①特定機能病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 院長	田中 俊宏	出席	
2	②(独)国立病院機構 ③(独)地域医療機能推進機構 ④地域医療支援病院 ⑤公的医療機関 ⑥臨床研修病院	地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長・院長	辻川 知之	出席	
3		長浜赤十字病院 院長	楠井 隆	出席	ZOOM
4	⑦社会医療法人	社会医療法人誠光会淡海医療センター 院長	古家 大祐	出席	
5	⑧民間病院	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 (医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 理事長・院長)	小椋 英司	出席	
6	⑨診療に関する学識経験者の団体	一般社団法人滋賀県医師会 会長 (おち医院院長)	越智 眞一	欠席	
7	⑩大学その他の医療従事者の養成に関係する機関	国立大学法人滋賀医科大学 学長	上本 伸二	出席	
8		国立大学法人京都大学医学部附属病院 院長	宮本 享	欠席	
9		京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院 院長	夜久 均	出席	ZOOM
10	⑪地域の医療関係団体	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 (彦根市病院管理者 兼 彦根市立病院 院長)	金子 隆昭	出席	会長
11		滋賀県在宅医療等推進協議会 委員 (滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 会長)	駒井 和子	出席	ZOOM
12		公益社団法人日本精神科病院協会滋賀県支部長 (医療法人明和会琵琶湖病院 理事長・院長)	石田 展弥	出席	ZOOM
13	⑫関係市町	滋賀県市長会(守山市長)	森中 高史	欠席	
14		滋賀県町村会(日野町長)	堀江 和博	出席	ZOOM
15	⑬地域住民を代表する団体	滋賀県地域女性団体連合会 役員	塚田 多佳子	欠席	
16		滋賀子育てネットワーク 代表	鹿田 由香	出席	ZOOM
17	その他知事が認める者	滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 (独)地域医療機能推進機構滋賀病院 乳腺外科・乳腺センター部長)	梅田 朋子	出席	
18		彦根市立病院 小児科 主任部長	西島 節子	出席	ZOOM
19		一般社団法人滋賀県医師会 理事 (きづきクリニック 院長)	木築 野百合	出席	
20		大津市保健所 所長	中村 由紀子	出席	ZOOM
21	県職員	滋賀県理事(健康・医療政策担当)	角野 文彦	出席	

※①～⑬は、医療法で定められた協議会構成員の区分

配席図



金子会長

報道席
傍聴席

田中俊宏
委員
辻川知之
委員
小椋英司
委員

梅田朋子
委員
木築野百合
委員
角野文彦
委員

《事務局》

医療政策課
切手課長
健康医療福祉部
市川部長
健康医療福祉部
丸山次長



関係職員

関係職員

以下の委員は、オンラインで出席

- ・楠井隆委員
- ・夜久均委員
- ・駒井和子委員
- ・古家大祐委員
- ・石田展弥委員
- ・堀江和博委員
- ・鹿田由香委員
- ・西島節子委員
- ・中村由紀子委員

臨床研修の定員（令和6年度研修開始分）について

臨床研修制度とは

医師法 第十六条の二

診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

⇒ 医師国家試験合格後、臨床研修病院で研修を受ける。

滋賀県内で、臨床研修病院は14病院。

市立大津市民病院	大津赤十字病院	滋賀医科大学医学部附属病院
JCHO滋賀病院	淡海医療センター	滋賀県立総合病院
済生会滋賀県病院	公立甲賀病院	近江八幡市立総合医療センター
東近江総合医療センター	彦根市立病院	市立長浜病院
長浜赤十字病院	高島市民病院	

【参考】令和5年度から研修を開始する臨床研修医について

病院名	令和4年度 定員数	令和5年度 定員数 a	マッチング 募集定員 b(※1)	マッチング 結果 c	令和5年度 マッチ率 c/b	自治医科 大学生 d	重点プロ グラム(マッ チング前) e	追加採用 (~国試発表前) f	国試不合格 g	追加採用 (国試発表後~) h	合計 i=c+d+e+f+g+ h	令和5年度 定員充足率 i/a	備考
大津市民病院	9	9	9	9	100.0%						9	100.0%	
大津赤十字病院	14	14	13	13	100.0%	1					14	100.0%	・自治医大生1名受入
滋賀医科大学 医学部附属病院	42	Aプログラム	21	10	60.0%	1		4			34	81.0%	・自治医大生1名受入 ・重点プログラム1名採用
		Bプログラム	4	4									
		Cプログラム	15	10				4					
		重点プログラム	1	0		1							
済生会滋賀県病院	10	10	10	10	100.0%						10	100.0%	
滋賀県立総合病院	10	10	10	10	100.0%						10	100.0%	
長浜赤十字病院	5	通常プログラム	4	4	100.0%						4	80.0%	
		重点プログラム	1	0									
市立長浜病院	6	6	6	4	66.7%			2			6	100.0%	
公立甲賀病院	5	5	5	5	100.0%						5	100.0%	
彦根市立病院	4	4	4	4	100.0%						4	100.0%	
高島市民病院	3	3	3	0	0.0%			3			3	100.0%	
近江八幡市立総合医療センター	8	8	8	8	100.0%						8	100.0%	
草津総合病院(淡海医療センター)	9	9	9	9	100.0%						9	100.0%	
東近江総合医療センター	4	4	4	1	25.0%			2			3	75.0%	
JCHO滋賀病院	2	2	2	0	0.0%			2			2	100.0%	
合計	131	131	127	101	79.5%	2	1	17	0	0	121	92.4%	

(※1) b欄マッチング募集定員は、自治医科大学生分(大津日赤1、滋賀医大1)及び重点プログラム分(滋賀医大1、長浜日赤1)を除いた数。3

【参考】県内のマッチ数と県内定着率の推移について

県内のマッチ数と県内定着率の推移について

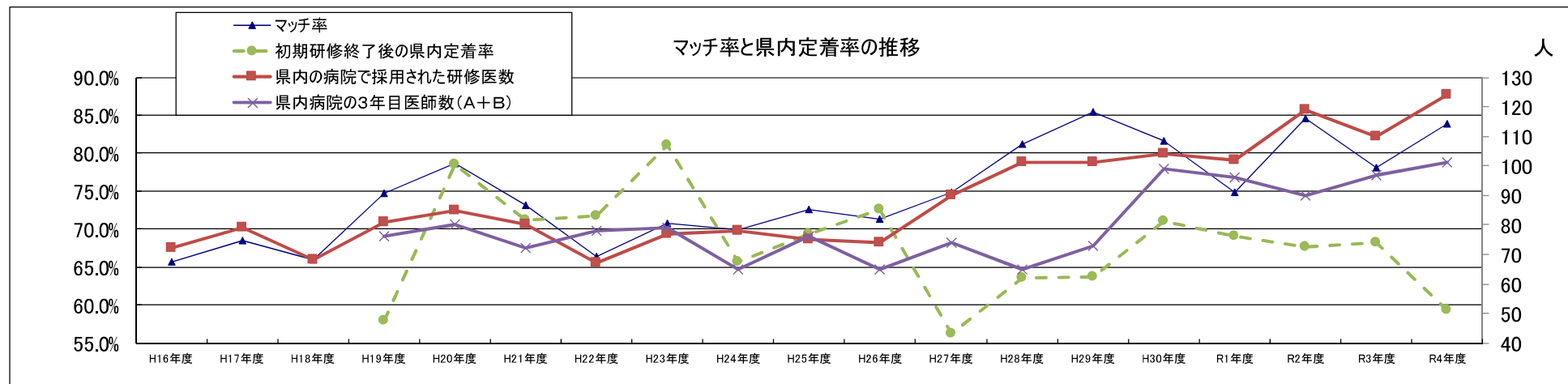
採用年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
県内病院の当該年度の研修医募集定員						112	103	107	106	105	106	125	125	126	127	126	125	131	131
県内病院の当該年度の研修医マッチング採用定員	105	111	103	107	108	108	101	106	103	102	101	123	122	123	125	123	123	128	130
県内病院の当該年度のマッチ数	69	76	68	80	85	79	67	75	72	74	72	92	99	105	102	92	104	100	109
マッチ率	65.7%	68.5%	66.0%	74.8%	78.7%	73.1%	66.3%	70.8%	69.9%	72.5%	71.3%	74.8%	81.1%	85.4%	81.6%	74.8%	84.6%	78.1%	83.8%
県内の病院で採用された研修医数	72	79	68	81	85	80	67	77	78	75	74	90	101	101	104	102	119	110	124

初期臨床研修終了後の動向

県内病院に勤務(A)				44	51	52	61	64	44	52	53	41	47	56	71	67	69	71	73
県外病院に勤務				31	13	21	24	15	23	22	17	32	27	32	28	29	31	32	48
その他				1	1					1	3				1	1	2	1	2
合計				76	65	73	85	79	67	75	73	73	74	88	100	97	102	104	123
初期研修終了後の県内定着率				57.9%	78.5%	71.2%	71.8%	81.0%	65.7%	69.3%	72.6%	56.2%	63.5%	63.6%	71.0%	69.1%	67.6%	68.3%	59.3%

初期臨床研修終了後、県外病院からくる医師数

採用年度				H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
人数(B)				32	29	20	17	15	21	24	12	33	18	17	28	29	21	26	28
県内病院の3年目医師数(A+B)				76	80	72	78	79	65	76	65	74	65	73	99	96	90	97	101



募集定員の設定について

①国から、県の募集定員上限の通知

⇒令和5年度の募集定員上限は、130人(前年度から▲1人)

※募集定員は令和7年度までに段階的に縮小される予定。

②各臨床研修病院へ定員希望数調査

③県で①②を踏まえ、募集定員を設定

- ・算定方法については、国からの権限移譲前の方法による。
- ・各臨床研修病院の希望数の合計が定員上限を超えない場合は、その数を募集定員とする。

募集定員の設定にあたっては、各病院と事前に大学とのたすき掛けや指導医数、施設設備等の状況を踏まえ、十分調整を行っている。

令和6年度の全国の募集定員上限と各都道府県の募集定員上限の算出方法

■ 全国の募集定員上限（11,209人）

研修希望者数（10,538人）× 1.06^{※1} + 令和5年度の募集定員上限（11,260人）と募集定員（11,066人）の差分×1/5^{※2}

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■ 各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

全国の研修医総数（9,484人）× $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数（9,484人）× $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

③ 基本となる数

全国の研修医総数（9,484人）× $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度

④ 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.06 (今回の倍率)

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数^{※3}
- (2) 離島の人口^{※3}
- (3) 医師少数区域の人口^{※4}
- (4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの数に「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

⑥ 激変緩和(直近の採用数保障)

- ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和4年度）の採用数に満たない場合、各都道府県の令和4年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
- 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が全国の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算 ※上記11,209人に別途加算するもの

- ①～④の結果、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率（0.5%）を上回る都道府県（令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④の加算の対象ではない都道府県に限る）に、減少率が0.5%となるまで加算

令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員

資料1-2

病院名	所在地	開設者	R5年度募集定員	研修医受入実績(他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)			①~③の最大値	医師派遣加算	年度の定員 A R2通知 23(3)7	都道府県募集定員の基礎数 B	Aの値の合計(A)がBを超える場合は調整(=A×B/A、端数四捨五入)	病院が希望する募集定員 C	R5年度の定員(A、⑥、⑦の最小値) R2通知 23(3)イ	小児科・産科プログラム分 ※定員が20人以上の場合に設定必須	病院が希望する募集定員Cからの調整	R6年度募集定員	増減(前年度比)	【別枠】基礎研究プログラム分	基礎医反映後	備考メモ
				R4年度受入数	R3年度受入数	R2年度受入数														
			①	②	③	④	⑤	A=④+⑤	B	⑥	C	⑦	⑧							
市立大津市民病院	大津市	地方独立行政法人	9	9	9	9	9	9		8	9	8				9			9	
大津赤十字病院	大津市	日本赤十字社	14	13	12	13	13	13		12	14	12				14			14	
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	国立大学法人	38	33	29	41	41	41		37	38	37	○	▲ 1		37	▲ 1	1	38	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内
滋賀医科大学医学部附属病院(小・産)	大津市	国立大学法人	4	4	2	3						4	4	4		4			4	
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	粟東市	済生会	10	10	9	9	10	10		9	11	9		▲ 1		10			10	
滋賀県立総合病院	守山市	都道府県	10	10	8	8	10	10		9	10	9				10			10	
長浜赤十字病院	長浜市	日本赤十字社	5	5	5	5	5	5		4	6	4		▲ 1		5			5	地域医療重点プログラム(定員1) ※募集定員の枠内
市立長浜病院	長浜市	市町村	6	6	4	4	6	6		5	6	5				6			6	
公立甲賀病院	甲賀市	地方独立行政法人	5	5	5	4	5	5		4	6	4		▲ 1		5			5	
彦根市立病院	彦根市	市町村	4	3	4	3	4	4		4	4	4				4			4	
高島市民病院	高島市	市町村	3	3	2	1	3	3		3	3	3				3			3	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	市町村	8	8	8	7	8	8		7	8	7				8			8	
社会医療法人誠光会 淡海医療センター	草津市	医療法人	9	9	9	8	9	9		8	9	8				9			9	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	独立行政法人	4	4	3	4	4	4		4	4	4				4			4	
独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市	独立行政法人	2	2	1		2	2		2	2	2				2			2	
滋賀県 計			131	124	110	119	129	129	115	116	134	116	4	▲ 4		130		1	131	
都道府県上限(基礎研究医プログラム除く)→															130					

- 小児科・産科プログラム分……研修医の募集定員が20人以上となる病院は、将来小児科・産科になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム(募集定員各2人以上)を設ける。
- 基礎研究医プログラム……募集定員の枠外。
- 地域医療重点プログラム……募集定員の内数。
- 自治医科大学卒業生……募集定員の内数。

基礎研究医プログラムの定員
(令和6年度研修開始分)について

(1) 基礎研究医プログラムについて

基礎研究医プログラムの概要

221202令和4年度第1回医道審議会
医師臨床研修部会資料から抜粋

我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。このため、令和4年度研修から、基礎医学に意欲がある学生を対象とした**臨床研修と基礎研究を両立**をするための**基礎研究医プログラム**を開始する。

基礎研究医プログラムの定員は、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定し**、一般のマッチングに先行して選考する。

基礎研究医プログラムの概要

- 直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である**大学病院**（本院に限る）
- 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの開始年度の前々年の10月31日までに、都道府県知事に届出
- プログラムは以下の要件を満たすものであること
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと
 - (ii) 選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属**する期間を用意すること
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと
 - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること
- 募集定員は、**原則1名**

(別紙) 令和6年度 基礎研究医プログラム定員

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	宮城県	東北大学病院	2
2	茨城県	筑波大学附属病院	1
3	栃木県	獨協医科大学病院	1
4	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
5	千葉県	千葉大学医学部附属病院	1
6	東京都	慶應義塾大学病院	2
7		帝京大学医学部附属病院	1
8		東京医科歯科大学病院	2
9		東京慈恵会医科大学附属病院	1
10		東京女子医科大学病院	1
11		日本大学医学部附属板橋病院	1
12		日本医科大学付属病院	1
13		順天堂大学医学部附属順天堂医院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15		横浜市立大学附属病院	1
16	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
17	愛知県	藤田医科大学病院	1
18	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
19	京都府	京都大学医学部附属病院	2
20		京都府立医科大学附属病院	1
21	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
22		関西医科大学附属病院	1
23		大阪公立大学医学部附属病院	2
24	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
25	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	2
26	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
27	岡山県	岡山大学病院	1
28	広島県	広島大学病院	1
29	福岡県	久留米大学病院	1
30	大分県	大分大学医学部附属病院	2
31	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

医師の働き方改革に関する
特例水準指定申請スケジュールについて

医師の働き方改革に係る県内の状況など

① 特例水準指定申請予定は8医療機関

	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
大津赤十字病院	○		○	
滋賀医科大学医学部附属病院		○		
済生会滋賀県病院	○			
県立総合病院	○			
近江八幡市立総合医療センター	○			
彦根市立病院	○			
長浜赤十字病院	○			
市立長浜病院	○		○	
特例水準指定申請病院数	7	1	2	0

② 特例水準指定申請を予定していない医療機関にも再確認予定

○1月に県内全病院、有床診療所、医師会等関係機関あてに「医師の働き方改革に向けた準備は万全ですか？」のチラシを勤改センターから送付。
⇒1件も反応なし。

○県から、改めて特例水準申請を予定していない医療機関に再確認予定。

- ・宿日直許可の取得状況。
- ・960時間超えの医師の有無。
- ・特例水準の申請をしないことで、令和6年4月からの時間外労働時間上限規制後に診療の縮小や廃止など、地域医療に影響を与える恐れがないか。

病院・有床診療所の管理者様へ

医師の働き方改革に向けた準備は万全ですか？

令和6年4月1日から、医師の時間外・休日労働上限規制が適用されます。罰則規定も設けられ、医療提供体制を最小化するを得ない事態も起こります。まずは、以下の全てのポイントを確認してください。



上記に一つでも当てはまる場合は、

滋賀県医療勤務環境改善支援センター

へ必ずご相談ください。

滋賀県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では、医療機関の宿日直許可申請に関する支援を最優先課題の一つとして、
・宿日直勤務についての勤務加算・労働条件などの見直しの相談
・労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
・労働基準監督署に許可を申請する際の事前相談、出席への相談に対応しています。
専門の労務管理アドバイザー(社労士)を無料で派遣しますので、お気軽にご相談ください。

宿日直検討の際のポイント

- ☑ 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの(通常勤務の延長ではない)
- ☑ 一般の宿日直業務以外は、特殊な措置を必要としない程度(夜間勤務、急病対応)
- ☑ 宿直の場合は、夜間に10分睡眠がとれること
- ☑ 原則、宿直勤務は専ら宿、日直勤務は月日を隔てること
- ☑ 宿日直専ら、宿直の労働費の1/3以上

宿日直許可申請、労務、報酬などに関するお問い合わせ先
宿直勤務は、適正な報酬の確保が求められる場では、宿直勤務が認められる宿日もある。宿直日直併用の場合は、事前の協議が必要となります。

電話でもメールでもご相談いただけます

(問い合わせ先)
滋賀県医師会労務環境改善支援センター
〒520-0004
滋賀県大津市京町四丁目2番 滋賀県厚生会館3階
TEL: 077-655-3100(月～土 9時～17時)
E-mail: shiga@shiga-cpa.or.jp
HP: http://shiga-cpa.or.jp/shika/

特例水準指定のスケジュール

R4.10～

R5.4～(予定)

R6.4

医療機関

① 医師労働時間短縮計画作成

② 評価センター評価受審

④ 評価センター結果受領

⑤ 指定申請提出

⑨ 指定結果受領

評価センター

※日本医師会

③ 調査、評価
(受付から承認まで6カ月を想定)

県

勤務環境改善
支援センター
による支援

④ 評価センター
結果受領

⑥ 指定申請
受付

⑦ 医療審議会
意見聴取

⑦ 地域医療
対策協議会
意見聴取

⑧ 指定結果
通知

⑩ 指定公示
評価公表

勤務時間の上限規制
施行

特定労務管理対象機関指定スケジュール(案)

R5.2時点

	令和4年度(2022年度)			令和5年度(2023年度)												令和6年度(2024年度)	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
県	事務	<ul style="list-style-type: none"> ●審査基準整理 ●申請様式+添付書類整理 ●医療法施行細則改正準備 ⇒いずれも3月までに整理、改正			●指定申請様式公表												医師の時間外労働時間上限規制の適用開始
	医療審議会(全水準)		●3/28 進捗報告		●5月末 進捗報告											<ul style="list-style-type: none"> ●指定更新(3年に1回) ●時短計画の確認(年1回) ●新規申請、変更申請の受付(随時) ●【保健所】医療法第25条第1項に規定する立入検査(年1回) 	
	地域医療対策協議会		●3/22 進捗報告		●3月末 進捗報告	委員改選	医療審議会、地域医療対策協議会の約2カ月前までに、県への申請が必要	医療審議会、地域医療対策協議会の約2カ月前までに、県への申請が必要	医療審議会、地域医療対策協議会の約2カ月前までに、県への申請が必要								
各水準で別途必要な準備	【C-1(臨床研修)】4/30まで 年次報告書で臨床研修プログラムの想定時間外労働数を県に報告																
医療機関	【C-1(専門研修)】5月ごろ ※学会による 専門研修プログラムの想定時間外労働数を各学会に申請																
	【C-2】 厚生労働省の審査組織の審査受審 ・医療機関申請書審査 ・技能研修計画審査(該当者未定の場合は県指定後で可) ※令和4年度受付は令和4年10月31日～令和5年1月10日で終了し、令和5年3月までに審査結果通知。令和5年度受付																
	8月 審議の場合	医師労働時間短縮計画作成 →医療機関勤務環境評価センター受審(4カ月～6か月) →評価センターの評価通知 →県へ申請			6月上旬までに県に申請			県の指定後、36協定締結(令和5年度中)									
11月 審議の場合	医師労働時間短縮計画作成 →医療機関勤務環境評価センター受審(4カ月～6か月) →評価センターの評価通知 →県へ申請						9月上旬までに県に申請			県の指定後、36協定締結(令和5年度中)							
3月 審議の場合	医師労働時間短縮計画作成 →医療機関勤務環境評価センター受審(4カ月～6か月) →評価センターの評価通知 →県へ申請									12月末までに県に申請			県の指定後、36協定締結(令和5年度中)				

令和5年度医師確保対策事業について(報告)

資料4

項目	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
1 医師の派遣調整等を通じた偏在対策 ※1	358,525	312,581	45,944
2 医師のキャリア形成支援	19,098	14,790	4,308
3 医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善	357,739	363,454	△ 5,715
4 医師の養成過程(大学医学部、臨床研修、専門研修)等を通じた確保対策 ※2	54,890	47,093	7,797
合 計	790,252	737,918	52,334

※1 産科・小児科の医師確保計画における、「医療提供体制の再構築等」「医師の派遣調整」

※2 産科・小児科の医師確保計画における、「養成数の増加」

※3 事業名の後ろに(☆)がついている事業は、産科・小児科の医師確保計画のみに係る事業

項目/事業名	事業概要	事業実施手法	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
1 医師の派遣調整等を通じた偏在対策 ※産科・小児科の医師確保計画における、「医療提供体制の再構築等」「医師の派遣調整」			358,525	312,581	45,944
1 地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	1,942	1,295	647
2 医学生修学資金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生(3年生以降)に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。	貸付	39,600	41,400	△ 1,800
3 医師養成奨学金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠(地域医療枠・地元医療枠)の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与する。	貸付	91,800	75,600	16,200
4 産科医確保研修資金・研究資金貸付事業	県内における産科医の確保・定着を図るため、産婦人科専門医の取得を目指す専攻医および新たに滋賀県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する産婦人科専門医に対し、一定期間以上県内で診療業務に従事することを返還免除条件とする研修・研究資金を貸与する。	貸付	15,600	7,800	7,800
5 【新】医学生・看護学生向け貸付金管理システム再構築事業	医学生向け貸付金の債権管理等を行うシステムを構築(看護学生向け貸付金管理システムの再構築に合わせて、医学生向け貸付金の管理機能も搭載する)することにより、他システムとの連携やデータ出力機能の強化による業務効率化および情報セキュリティの強化を図る。	委託	17,401	0	17,401
6 自治医科大学運営事業	医療に恵まれない地域において従事する医師の養成のために全都道府県が出資して設立された「自治医科大学」の運営経費に充当する負担金。	補助	131,200	131,200	0
7 専門研修医派遣支援事業	医師不足地域の病院でも十分な専門研修が実施できる体制を整えるため、県内専門研修基幹施設が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①地域医療に配慮した専門研修プログラムの作成に要した費用 ②医師不足地域に所在する医療機関への指導医派遣等に要した費用 ③へき地・離島等の医師不足地域の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費等	補助	6,289	4,437	1,852
8 【拡】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	53,257	49,255	4,002
9 滋賀県周産期医療等協議会(☆)	妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を図るために、周産期医療体制などを総合的に協議を行う。	その他	472	577	△ 105

項目/事業名		事業概要	事業実施手法	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
10	周産期保健医療連絡調整会議 (☆)	各保健所において、管内の母子保健の現状と課題、ハイリスク妊産婦新生児訪問指導依頼状況およびサービス提供状況等の情報を収集整理し、評価を行い、ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の効果的・効率的実施を図るために関係者による連絡調整会議を開催する。	その他	459	517	△ 58
11	地域の分娩体制ネットワークの充実・強化事業(☆)	安心・安全な分娩場所の確保に向け、各ブロックにおける医療提供体制を検討し、ネットワークの充実・強化を図ることにより、県全体で同産期医療を提供できる体制の整備を行う。	その他	505	500	5
2 医師のキャリア形成支援				19,098	14,790	4,308
12	【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,942)	(1,295)	(647)
13	【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(53,257)	(49,255)	(4,002)
14	若手医師キャリアアップ推進事業	臨床研修医、専門研修医など若手医師の資質向上のため、専門的な研修会を開催する。	委託	1,350	1,350	0
15	地域医療研修事業補助金	将来、本県の地域医療に従事する医学生を確保するため、滋賀医科大学の医学生や本県出身で他都道府県の大学に通う医学生、医学部進学を志望する高校生に対し、本県の地域医療を担うモチベーションを喚起するために行う研修会等の開催経費の一部を助成する。	補助	1,200	1,440	△ 240
16	復職支援研修事業補助金	医師の離職防止やセカンドキャリア形成を図るため、県内病院が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①産育休や介護等の理由により一定期間離職していた医師を対象とした職場復帰に必要な研修費用 ②定年前の医師や転科を希望する医師を対象としたセカンドキャリア形成支援のための研修費用	補助	9,600	12,000	△ 2,400
17	【新】実践的・手技向上研修実施機関設備整備事業補助金	実践的な手術手技向上のための研修(サージカルトレーニング)を実施するために必要な設備整備に要する費用の一部を助成する。	補助	6,948	0	6,948
18	【再掲】専門研修医派遣支援事業	医師不足地域の病院でも十分な専門研修が実施できる体制を整えるため、県内専門研修基幹施設が実施する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①地域医療に配慮した専門研修プログラムの作成に要した費用 ②医師不足地域に所在する医療機関への指導医派遣等に要した費用 ③へき地・離島等の医師不足地域の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費等	補助	(6,289)	(4,437)	(1,852)
3 医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善				357,739	363,454	△ 5,715
19	医療勤務環境改善支援事業	県内医療機関における医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を支援することにより、医療従事者の離職防止、定着を促進することを目的として設置した「滋賀県医療勤務環境改善支援センター」を運営するとともに、センターの効果的な取組などについて検討するため、関係団体により構成する運営協議会を開催する。	委託	7,883	7,966	△ 83
20	病院勤務環境改善支援事業補助金	県内病院において勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する次の事業に要する費用の一部を助成する。 ①産育休や宿日直免除のための代替職員(医師・看護師等)、医師事務補助者、看護補助者の人件費、勤務環境改善に資する研修・業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資するICTシステム導入や設備・備品整備に係る費用 ②勤務医の労働時間短縮のための取組として「勤務医の負担軽減および処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に係る費用	補助	88,840	104,925	△ 16,085
21	【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,942)	(1,295)	(647)

項目/事業名		事業概要	事業実施手法	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
22	【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(53,257)	(49,255)	(4,002)
23	救急医療普及啓発事業	受診先を検索できる「医療ネット滋賀」、保護者向けの子供の急病時の「小児救急電話相談（#8000）」、日本小児科学会が監修するWEBサイト「こどもの救急」等について記載したクリアファイル等の啓発資料を作成し、市町を通じて、子育て世代の保護者に配布することにより、救急医療への理解と受診行動の適正化を図る。	その他	1,214	1,214	0
24	病院内保育所事業運営補助事業	病院に従事する医療従事者の離職防止および再就業を促進するため、病院内保育所の運営にかかる人件費について補助を行う。	補助	101,500	100,500	1,000
25	【新】病院内保育所施設整備事業	病院および診療所に従事する職員の離職防止ならびに再就業の促進、医療機関により入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行うために設置する病院内保育所の整備を図るため、その新築・増改築および改修にかかる経費の補助を行う。	補助	10,450	0	10,450
26	認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業費補助金	在宅に関連する分野の認定看護師の資格取得や特定行為研修の受講に対して補助を行う。	補助	17,496	17,079	417
27	特定行為研修周知・活用促進事業	特定行為研修受講者の増加のため、研修についての県内看護師への周知をおこなう。また修了者の活動報告を含め、管理者の理解を図り、研修修了者の活用促進を目的とした事業に助成を行う。	補助	3,200	3,200	0
28	産科医等確保支援事業（☆）	産科医等への分娩手当の支給および非常勤医師による帝王切開を支援することにより産科医等の処遇改善を図る分娩取扱医療機関に対し、分娩手当の支給にかかる費用の一部を助成する。	補助	8,954	10,650	△1,696
29	小児救急医療支援事業（☆）	県内の小児救急医療体制の維持・拡充を図るため、休日・夜間に小児科医等を確保するための費用の一部を助成する。	補助	90,150	90,150	0
30	小児救急電話相談事業（☆）	休日・夜間における小児救急電話相談（#8000）への保護者からの電話を民間事業者に転送し、看護師・保健師等の専門家が相談に応じることで、処置の方法や医療機関の受診の必要性について適切なアドバイスを行う。また、相談内容に応じて小児科医が対応できる体制をとる。	委託	24,073	24,073	0
31	助産師キャリアアップ応援事業（☆）	周産期医療を支えるための助産師の資質向上研修事業	委託	2,469	2,187	282
32	助産師出向支援事業（☆）	周産期医療機関同士の助産師の出向を支援する事業	委託	1,510	1,510	0
4 医師の養成過程（大学医学部、臨床研修、専門研修）等を通じた確保対策 ※産科・小児科の医師確保計画における、「養成数の増加」				54,890	47,093	7,797
33	【再掲】地域医療対策協議会	滋賀県地域医療対策協議会を開催し、医師の確保や偏在是正に必要な施策等について協議を行う。	その他	(1,942)	(1,295)	(647)
34	【再掲】医学生修学資金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生（3年生以降）に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。	貸付	(39,600)	(41,400)	(△1,800)
35	【再掲】医師養成奨学金貸付事業	県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠（地域医療枠・地元医療枠）の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与する。	貸付	(91,800)	(75,600)	(16,200)

項目/事業名		事業概要	事業実施手法	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
36	【再掲】産科医確保研修資金・研究資金貸付事業	県内における産科医の確保・定着を図るため、産婦人科専門医の取得を目指す専攻医および新たに滋賀県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する産婦人科専門医に対し、一定期間以上県内で診療業務に従事することを返還免除条件とする研修・研究資金を貸与する。	貸付	(15,600)	(7,800)	(7,800)
37	【再掲】自治医科大学運営事業	医療に恵まれない地域において従事する医師の養成のために全都道府県が出資して設立された「自治医科大学」の運営経費に充当する負担金。	補助	(131,200)	(131,200)	(0)
38	【再掲】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医師・医学生のキャリア形成支援、相談窓口の設置、医師の充足状況等の調査・分析などの総合的な医師確保対策事業を実施する。	委託	(53,257)	(49,255)	(4,002)
39	【再掲】地域医療研修事業補助金	将来、本県の地域医療に従事する医学生を確保するため、滋賀医科大学の医学生や本県出身で他都道府県の大学に通う医学生、医学部進学を志望する高校生に対し、本県の地域医療を担うモチベーションを喚起するために行う研修会等の開催経費の一部を助成する。	補助	(1,200)	(1,440)	(△240)
40	臨床研修指導医講習・情報交換事業	臨床研修指導医の養成のための講習会と、県内臨床研修に関する情報交換会の開催に必要な費用の一部を助成する。	補助	700	700	0
41	臨床研修医・専門研修医確保対策事業	県内外の医学生および医師を対象に、本県の医療の現状と魅力を発信・提供し、将来本県の地域医療の担い手となる医師の確保を図るため、臨床研修病院の見学会・合同説明会の開催費用、県内基幹施設の専門研修に関する情報発信等の事業に必要な費用の一部を助成する。	補助	12,300	12,300	0
42	1年目研修医の研修交流事業	将来、本県の地域医療の担い手となる医師の確保を図るため、臨床研修1年目の研修医に対する研修会・交流会の実施に必要な費用の一部を助成する。	補助	750	750	0
43	医師臨床研修業務	基幹型臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定、臨床研修病院に対する実地調査等の臨床研修制度に関する事務を実施する。(初期臨床研修病院実務担当者会議にかかる予算(48千円)を含む)	その他	1,835	1,835	0
44	【新】医師の魅力発信事業	医師の仕事に興味のある県内中高生およびその保護者を対象に、県内で活躍する現役医師による実体験談や、県が実施する奨学金制度の紹介、現役医師との座談会等を行い、医学部進学および医師志望の契機となる場を創設する。(年2回実施予定。Web開催。)	その他	191	0	191
45	【新】医学生向け県事業PR、県内定着促進事業	医学生を激励し、県内就業を促進するため、医学部進学実績のある県内高校に依頼し、医学生の実家に対し知事メッセージを送付することにより、医学生との関係構築を図る。その際、アンケート用紙を同封し、将来的な就労希望や、滋賀県に対する要望等の意向調査を行う。	その他	103	0	103
46	在宅医療人材確保・育成事業	在宅医療提供体制を確保するため、開業医や在宅医療に今後従事しようとする医師を対象に、多職種合同セミナーの開催や、在宅医療の同行訪問・外来体験、国内外への派遣研修等を行い、家庭医療専門医および指導医の育成・確保、専門性および指導力の向上を図る事業。	補助	7,834	7,388	446
47	【新】医療職の魅力！情報発信事業	子ども(主として小学生～中学生)を対象に、病院で働く医療職種(医師、看護職、薬剤師、理学療法士、作業療法士、放射線技師等)の魅力を紹介する動画を制作する。(プロモーションは別事業で実施。)	委託	9,700	0	9,700
48	産後ケア従事者研修事業(☆)	出産直後の母親が身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるように、母子への心身のケアや育児等の支援を行う産後ケア事業が求められているため、県内の産後ケア事業を実施する助産師等の従事者が、質の高い技術を持って母子へのケアができるように研修を実施する。	委託	500	500	0
49	小児救急医療地域医師等研修事業(☆)	小児救急医療に精通する医師を講師とし、小児科以外の診療科目を主たる診療科目とする開業医または小児科以外の病院勤務医等を対象に、小児救急医療の専門知識を習得させるための研修を実施し、救急医療体制の補強を図る。	委託	450	450	0

項目/事業名		事業概要	事業実施手法	R5予算額 (千円)	R4予算額 (千円)	R5-R4 (千円)
50	小児在宅療育支援事業(☆)	医療的ケアが必要な子どもが身近な医療機関で安心して医療・ケアを受けることができるよう、長期療養児を地域で診察できる医師等の増加に向けた研修会の開催等により、県内の在宅医療体制を整備する。	委託	5,170	5,170	0
51	神経発達症・児童思春期に対する医療連携等強化事業(☆)	県内の神経発達症や児童思春期精神疾患等を含む専門医療の充実のため、専門医の養成や対応できる地域かかりつけ医の増加、さらに、教育・行政などの地域関係機関に従事する専門職の育成を図り、専門医療と教育・福祉・行政の切れ目がない連携体制を構築する。	委託	0	18,000	△ 18,000
52	【新】神経発達症・児童思春期に対する一次医療体制強化事業(☆)	神経発達症・児童思春期に対するゲートキーパーの役割強化、地域支援機関との連携、当該分野の啓蒙を行い一次医療体制強化を目指す。具体的には、一般診療医の役割強化と意識向上のため診療手引きの開発・普及、オンラインケース会議、専門医の診察陪席、医療従事者による地域生活支援体制への継続的支援等を行う。	委託	15,357	0	15,357
合 計				790,252	737,918	52,334